

佐伯市議会基本条例に係る活動検証等の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐伯市議会基本条例(平成22年条例第47号。以下「基本条例」という。)第27条に規定する見直し手続きのため、議会活動の検証及び課題の抽出並びに基本条例の目的の達成度についての検討(以下「活動検証等」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動検証等の対象)

第2条 活動検証等の対象は、基本条例に規定する各条項における議会及び委員会の取組事項とする。

(活動検証等の実施時期及び対象期間)

第3条 活動検証等は、議会改革推進委員会の委員の任期の最終年度に同委員会において実施するものとし、実施月は4月とする。

2 活動検証等の対象期間は、別表1のとおりとする。

(活動検証等の方法)

第4条 活動検証等は、基本条例の評価・検証シート(別記様式第1号。以下「評価・検証シート」という。)により実施するものとする。

2 議会改革推進委員会は、前項の評価・検証シートに基づき、議会及び委員会の取組に係る実施状況について確認し、基本条例遵守の検証及び課題等を抽出し把握するものとする。

(活動検証等の結果の報告)

第5条 議会改革推進委員会は、前条の規定により実施した活動検証等の結果を、議長に報告するものとする。

(活動検証等の結果の公表及び引継)

第6条 前条の規定により報告された活動検証等の結果は、活動検証等を実施した年の7月頃に佐伯市議会ホームページで公表するものとする。

2 議長及び議会改革推進委員会の委員長は、活動検証等の結果、抽出された課題等について後任者に引き継ぐものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

改選～1 年目	2 年目	委員 改選	3 年目	4 年目
	活動検証等の実施 と改善策の検討			活動検証等の実施 と改善策の検討
← 2 年目で対象と する期間→		← 4 年目で対象とする期間→		